

新規	更新	変更	小千谷市指令建第	号
			年 月 日	

道路占用 許可申請 協議書

令和 年 月 日

小千谷市長 あて

〒

住所
氏名
担当者
TEL

道路法 第32条 の規定により 許可を申請 します。
第35条 協 議

占用の目的					
占用の場所	路線名				車道・歩道・その他
	場所				
占用物件	名 称	規 模		数 量	
占用の期間	令和 年 月 日から	間	占用物件の構造		
工事の期間	令和 年 月 日から	間	工事実施の方法		
道路の復旧方法				添付書類	
備考					

記載要領

- 「許可申請 協議」、第32条 及び 「許可を申請 協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|----|----|----|

 については、該当するものを○で囲み、更新、変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 申請者（申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

許可書
道路占用
回答

小千谷市指令建第 号
令和 年 月 日

裏面 申請 協議 の道路占用について 下記条件を付して許可します。
下記のとおり回答します。

小千谷市長

記

- 1 占用の面積（数量）
- 2 占 用 の 期 間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
- 3 工 事 の 期 間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
- 4 占 用 料 年額 円（ただし令和 年度分 円）
 - (1) この金額は、期間中であっても変更することがある。
 - (2) 占用料は、別に発行する納入通知書により、指定期限までに納入すること。
- 5 その他の条件
 - (1) 掘削後の路面復旧は別添により行うこと。なお、検査完了後2年以内に工事に起因して路面が補修を要する状態になった場合は、占用者の負担において施行すること。
 - (2) マンホール首部周辺の路面が、マンホールに起因して補修を要する状態になった場合は占用者の負担において施行すること。
 - (3) 道路管理者が、道路に関する工事のため占用許可を取り消し、占用物件の移転、除却等を求めたときは、これに従うとともに、その費用は占用者において負担すること。
 - (4) 占用に起因して道路管理者若しくは第三者に損害を与え、又は第三者と紛争が生じたときは、占用者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。
 - (5) 工事において、従来の区画線を消去し、新たに区画線を引く場合は、新旧の区画線が錯綜しないようにすること。
 - (6) その他の条件については、別紙のとおり。

申請書添付書類

- 1 占用物件の位置図（占用場所を朱書すること。）
- 2 占用場所の平面図、横断面図及び縦断面図
- 3 占用物件の構造図、設計書及び仕様書
- 4 道路の掘削断面図、復旧断面図及び面積計算書
- 5 他の官公署の許認可書又は確認書の写し
- 6 隣接の土地の所有者等利害関係人の同意書
- 7 現地の状況を示す写真
- 8 その他必要な書類

注）更新の場合にあっては1のみ、変更の場合にあっては1、変更の理由書及び2から8までで変更事項に関するもののみとすることができる。

留 意 事 項

別紙のとおり

付 記

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小千谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（処分について審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に小千谷市を被告（訴訟において小千谷市を代表する者は小千谷市長になります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。

※ 申請書添付書類中の官民境界線は、道路占用許可申請（協議）のために便宜的に示されたものであり、境界確定の資料として用いることはできません。